

# 北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第732号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] [info@print.or.jp](mailto:info@print.or.jp)

5

2017

平成29年  
5月10日発行

第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会  
7月7日(金)～9日(日)

## INDEX

印刷燦燦	3
平成29年度第1回理事会開催	4・5
新規加入組合員紹介	5
平成29年度第1回経営者研修会案内	6
全印工連「事業承継支援センター」開設案内	7・8
平成29年度税制改正概要	9～11
DTP技能士おめでとうございます	11
㈱アイワード設立50周年・石狩工場スマートファクトリー化感謝のつどい開催	12

[表紙] 常盤公園：旭川市

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル  
TEL.011-595-8071/FAX.011-595-8072

UD  
FONT  
BY MORISAWA

100%  
古紙100%再生紙

VEGETABLE  
OIL INK

GREEN PRINTING JAPAN  
P-00123  
2016年環境省認定印刷技術者協会  
認定印刷技術者協会

CSR  
P-00023

この印刷物は、CSRに  
取り組む印刷会社が製作  
した印刷物です。



# 印刷 燦 燦

## もうすぐ旭川大会です

昭和25年に「北海道印刷製本業者懇親大会」として第1回を当地、旭川・層雲峡で開催されて以来、数々の変遷を経て前回旭川で開催されたのが「第27回北海道情報・印刷文化典」で、平成17年8月のことである。

それから早いもので今回、平成29年7月に5度目の大会が開催されることになった。12年ぶりのことである。

参考のため前回の資料を調べてみると、数々の環境の変化というか、時代背景の変化というか、現在との相違点が見えてくる。

ひとつに組合員の激減である。旭川だけを見ても12年前には44社加盟していたが、現在は18社。61%減である。

顕著に現れているのが、式典のとき、表彰を受ける永年勤続優良従業員の数である。12年前は81名の従業員が表彰を受けており、直近の札幌大会では16名の従業員で、何と80%の減である。

要因は、皆さん理解されているとおり、印刷産業そのものの長期下落傾向になかなか歯止めが効かない。いろいろな手を打ち何とか歯止めを掛けようとしているが難しいのが現状ではないか。そのことが現れている数ではないか。

そこで全国的にはどうか調べてみた。

	2005年	2014年	2005/2014
全国出荷額	61,047億円	34,762億円	44%減
事業所数	13,825社	7,113社	49%減
従業者数	275,835人	168,575人	39%減

経済産業省工業統計「印刷業」（4人以上の事業所）

見事、すべての数字において12年前のほぼ半減に収斂されてきている。

このような環境の中、前回みたいに盛り沢山の企画は無理になってきている。

「会社は1社では生きていけないものである」

印刷産業は、中小・零細が多く、1社では何か活動しようとしても誰も相手にしてくれない。小さいけれどまとまれば大きな力になる。それが組合だと理解すると、このような時だからこそ組合が連携して事に当たることが大切になる。

この大会が、今一度組合が結束する…機会になるよう期待したいものである。

北海道印刷工業組合監事

第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会副実行委員長

植平有治

植平印刷株式会社 代表取締役

# 平成29年度通常総会提出議案を審議

## 平成29年度第1回理事会開催

平成29年度第1回理事会が、4月21日午後1時30分から札幌市中央区のかでる2・7で全道から理事12人と監事2人が出席して開催され、平成28年度決算、平成29年度事業計画（案）、同収支予算（案）などを審議し、平成29年度通常総会の開催日時、会場、提出議案ならびに2020年開催予定の第32回北海道情報・印刷文化典の開催地を札幌市と決定した。

**理**事会は、板倉理事長の開会あいさつに続き、定数報告が行われ、理事長を議長に議事に入った。

- (1)平成28年度事業報告については、概況、組織の状況、諸会議の開催状況、実施事業について説明された。
- (2)平成28年度決算（案）については、平成29年3月期の財産目録、貸借対照表、損益計算書、予決算対比表、剰余金処分案について説明され、4月18日に会計監査が行われ、決算内容・会計処理は適正である旨の監査報告書をいただいたことが報告され、平成28年度決算（案）を承認した。

平成28年度決算額は、収入総額が26,277,615円、純利益金額が1,668,667円となり、平成28年度末の正味資産は14,460,126円となった。

剰余金処分案は、前期繰越剰余金7,526,459円に当期純利益金額1,668,667円を加えた9,195,126円から定款規定による特別積立金170,000円を処分額として、9,025,126円を次期繰越剰余金とすることにした。

また、本部・支部合算の貸借対照表・損益計算書について承認した。

- (3)平成29年度事業計画（案）については、基本方針とそれに伴う「第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会の開催」「組織の拡大」「広報活動の強化」



「未来を創る業界運動の展開」「『印刷の月』行事の取り組み」「共済事業への加入促進」「福利厚生事業の実施」「組織・財政状況の検討」「組合創立80周年誌編纂の準備」を柱とした事業に取り組むことを承認した。

- (4)平成29年度収支予算（案）については、第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会の事業費を含め、26,728,000円を計上することを承認した。
- (5)平成29年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）については、売上自主申告の20ランク制として、当月分賦課金を当月末までに所属支部の指定口座に払い込むことを承認した。
- (6)第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会の負担金額については、組合員1社12,000円、永年勤続優良従

業員表彰負担金は、30年以上勤続表彰が1人5,000円、20年以上勤続表彰が1人4,000円、10年以上勤続表彰が1人3,000円とすることが承認された。

(7)理事の報酬（案）については、専務理事報酬限度額を原案どおり承認した。

(8)平成29年度借入金の最高限度額（案）については、運転資金として500万円とすることを承認した。

(9)第32回北海道情報・印刷文化典の開催地については、開催予定の2020年が組合創立80周年にあたることから、記念行事と合わせ札幌市で開催することを決定した。

(10)組合員との取引については、組合員との取引内規に基づき、「北海道の印刷」の印刷を株式会社正文舎に発注することを決定した。

(11)新規加入組合員1社の加入を承認した。

株式会社クリエイティブハグ（札幌支部）

(12)平成29年度通常総会の開催及び提出議案については、5月19日(金)午後2時30分からガーデンシティ

札幌駅前（札幌市中央区北2条西2丁目 TKP札幌ビル）で開催し、午後4時15分から懇親会（会費3,000円）を開催することを決定した。

提出議案は、①平成28年度事業報告について、②平成28年度決算（案）について、監査報告、③平成29年度事業計画（案）について、④平成29年度収支予算（案）について、⑤平成29年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）について、⑥第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会の負担金額について、⑦理事の報酬（案）について、⑧平成29年度借入金の最高限度額（案）についてを提出することを決定した。

(13)平成29年度全道合同委員会については、6月9日(金)午後1時からガーデンシティ札幌駅前上期北海道地区印刷協議会と併せて開催することとした。

また、当日は、午後3時から経営者研修会を事業承継セミナーと併催で、「印刷業界のための事業承継・M&Aセミナー」として開催することとした。

## 新 規 加 入 組 合 員 紹 介

### ▶株式会社クリエイティブハグ

小山哲司社長 〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目1番地1 エクセレントハウス東301

電話011-299-6903/FAX011-299-6904 札幌支部 平成29年4月1日加入

# 平成29年度第1回経営者研修会のご案内

## 印刷業界のための事業承継・M&Aセミナー

**印** 刷市場の減少に伴い競争激化が予想される本業界では、効率化追及のための業界再編、脱印刷志向の業態転換が起ることが予想されます。2015年から相続税の増税もスタートし、純資産が厚い傾向にある印刷事業者は、株式承継に伴う相続税・贈与税についても本気で何らかの対策を講じなければならない時代になっています。本業界では、将来を見据えた事業の取捨選択・見極め・事業承継の視点を含めた検討が重要です。

中小企業の事業承継のやり方は、後継者がどのような属性かによって「親族内承継」、「役員・従業員への承継（MBO・EBO）」、「第三者への承継（M&A）」と大きく3種類に分かれます。親族内承継を検討するのなら、後継者の育成期間を考慮した上で株式および経営権をどのタイミングで引き継げばよいかを検討す

ることが必要です。役員や従業員など社内の人材から選ぶなら株式の取得資金が大きな課題になります。第三者への承継を考える場合は、自社の価値を精査し、売却先への希望条件を整理しておく必要があります。事業承継はどの方法を選んだとしてもそれぞれ課題があります。その課題を事前に把握し、早いうちに対策や解決方法を考えることが必要です。

この課題に対応するため、全印工連では、長年にわたり数多くの企業の事業承継を支援してきた山田ビジネスコンサルティング株式会社と業務提携を行い、同社内に「事業承継支援センター」を設置しました。

そこで、業務提携先である山田ビジネスコンサルティング株式会社から講師を招き、「印刷業界のための事業承継・M&Aセミナー」として、事業内容と事業承継の概要を解説いただきます。

### 記

1. 日 時 平成29年6月9日(金) 研修会15:00~17:00/懇親会17:15~18:30
2. 会 場 ガーデンシティ札幌駅前（札幌市中央区北2条西2丁目19番地 TKP札幌ビル 電話011-252-3165）
3. 講 師 山田ビジネスコンサルティング株式会社 担当者
4. 受 講 料 無 料
5. 懇親会費 5,000円（当日、会場で申し受けます）
6. 主な内容 ①印刷業界での事業承継・M&Aの重要性 ②事業承継の全体像と事例検討  
③M&Aの全体像と事例検討 ④「事業承継支援センター」事業の紹介
7. 申込方法 北海道印刷工業組合のホームページ（<http://www.print.or.jp>）から申し込みができます。
8. 申込期日 平成29年5月25日(木)

# 全印工連「事業承継支援センター」 開設のご案内

## 事業承継に不安や悩みのある方は相談を

全日本印刷工業組合連合会は、事業の将来性や後継者の問題などさまざまな課題を抱えている組合員の課題解決の糸口として、長年にわたり数多くの企業の事業承継を支援してきた山田ビジネスコンサルティング株式会社と業務提携を行い、新たに同社内に「事業承継支援センター」を開設した。

なお、相談内容は厳守され、全印工連はもとより他の組合員・外部には一切知られない。

### サービスの対象者

#### ①後継者に円滑に引き継ぐにはどうすべきか悩んでいる方

- 〔例〕・相続税・贈与税の仕組みを知り、一番賢いやり方で後継者に承継したい。
- ・承継するのは、未だ先だが、事前に出来ることがあれば対策を講じたい。

#### ②自身に明確な後継者がいない方

- 〔例〕・子息に事業を継ぐ意思がない。
- ・経営幹部が従業員に任せようと思っているが、引き受けてくれるか分からない。

#### ③会社の将来について不安のある方

- 〔例〕・事業環境が厳しくなっており、後継者に承継してもよいものか迷っている。
- ・昨今の技術変化や環境変化に、自社だけで対応していけるか自信がない。

#### ④将来的な成長のための、他社との提携や買収を模索したい方

- 〔例〕・規模を拡大し、バイイングパワー（購買力）の向上を図りたい。
- ・自社に無い機能を追加し、真のソリューション・プロバイダーに早くなりたい。
- ・周辺が廃業するのを眺めているのではなく、対象会社が持っている営業権を買い取りたい。



## 事業承継は3パターンに分類され、それぞれに課題がある

中小企業の事業承継のやり方は、後継者がどのような属性かによって、「親族内承継」、「役員・従業員への承継（MBO・EBO）」、「第三者への承継（M&A）」と大きく3種類に分かれる。親族内承継を検討するなら、後継者の育成期間を考慮した上で、株式および経営権をどのタイミングで引き継げばよいのか検討することが必要である。役員や従業員など社内の人材から選ぶなら株式の取得資金が大きな課題となる。

第三者への承継を考える場合は、自社の価値を精査し、売却先への希望条件を整理しておく必要がある。事業承継の方法を選ぶとしてもそれぞれに課題がある。その課題を事前に把握し、早いうちから対応策や解決方法を考えることが必要である。

## 事業承継支援体制

事業承継の実行にあたっては、会計・税務・法律にまたがる専門性が求められる。全印工連は、事業承継支援において実績とノウハウを兼ね備えた山田ビジネスコンサルティング株式会社と業務提携し、同社内に「事業承継支援センター」を開設した。これによって組合員が本サービスを利用する場合、山田ビジネスコンサルティング株式会社より組合員価格で支援を受けることができる。

山田ビジネスコンサルティング株式会社は、組合員の事業承継に関する課題や問題点を抽出し、それぞれの組合員に合ったオーダーメイドの事業承継サービスを提案する。

山田ビジネスコンサルティング株式会社は、守秘義務を業務遂行上の重要な責務と考え、業務上知り得た機密情報を外部（全印工連を含む）に漏らすことなく適切に管理することを約束しているので安心して相談できる。

## 相談の流れ

### ①相談の予約

相談を希望の方は「相談シート」に必要事項を記入しFAX(03-6212-2520)するか、フリーダイヤル(0120-901-807)へ電話する。

### ②相談

電話または面談で、現在の状況や相談内容をヒアリングした上で、提案を希望の場合は準備する資料を後日案内する。

### ③提案

提案までは、資料を提出後約1週間～1ヵ月程度を目安とする。正式な見積りや支払方法は提案時に案内する。（組合員価格にて提案）

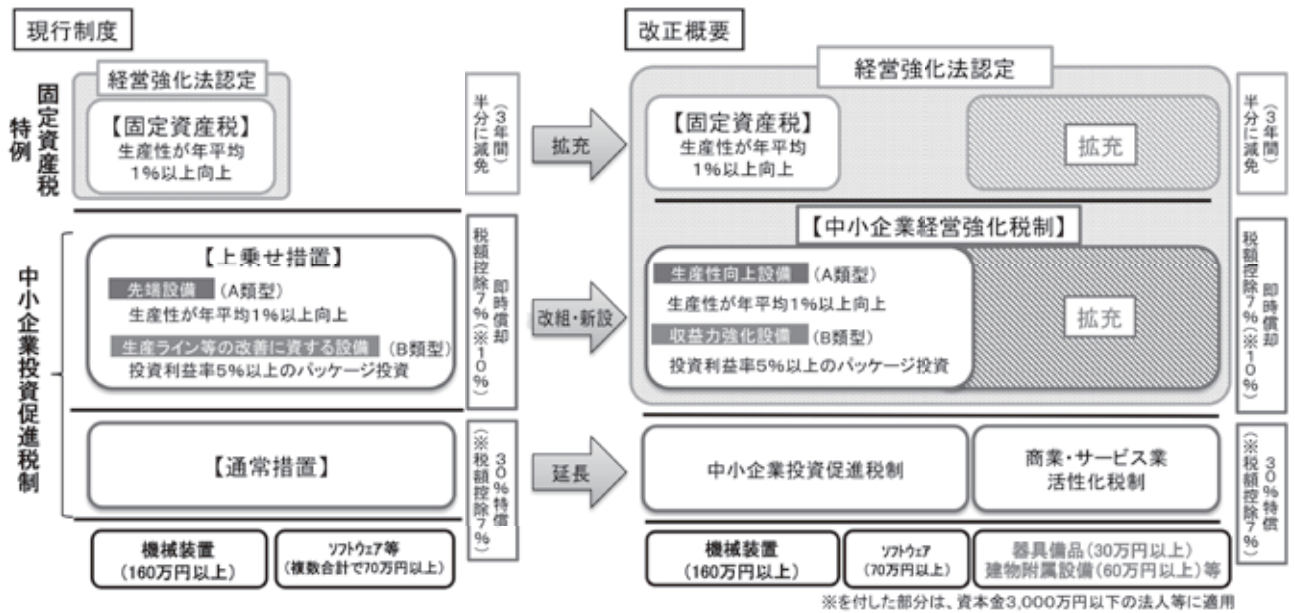
なお、相談、提案までは無料となっている。

# 平成29年度税制改正の概要

平成29年度税制改正の中小企業・小規模事業者関係の主な内容を紹介します。

中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置（法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税）

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品、建物附属設備を追加（適用期限は2年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



中小企業経営強化税制の創設（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

改正概要【適用期間：平成30年度末まで】

類 型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要 件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対 象 設 備	◆機械・装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備 (60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア (70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)
確 認 者	工業会等	経済産業局
指 定 事 業	中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業	
そ の 他 要 件	生産等設備を構成するものであること* / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと、等	
税 制 措 置	即時償却又は税額控除7% (資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%)	

\*事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。



## 中小企業投資促進税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）または特別償却（30%）の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い（上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減）、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間：平成30年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、梱包業、郵便業、損保代理店業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【1つのソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%の特別償却又は7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業 30%の特別償却

## 所得拡大促進税制の見直し（法人税・所得税・法人住民税）

- 本年度を上回る賃上げを実現するため、企業の賃上げインセンティブを強化。
- 大企業は、29年度に高い賃上げを行うインセンティブを強化。
- 中小企業は、現行制度による賃上げ促進に加え、29年度に高い賃上げを行う企業を強力に支援。

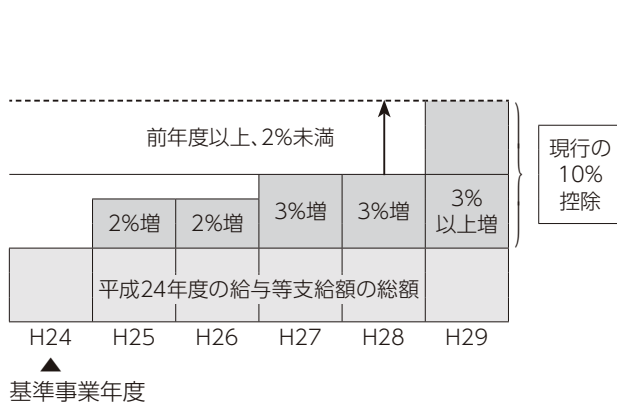
同制度は、基準事業年度（平成24年度）の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定の割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度。

見直しでは、企業が前年度比で2%以上賃上げをした場合、現行の10%控除に加え、前年度からの増加額については、大企業は2%上乗せした12%控除、中小企業は12%上乗せした22%控除が適用できる。

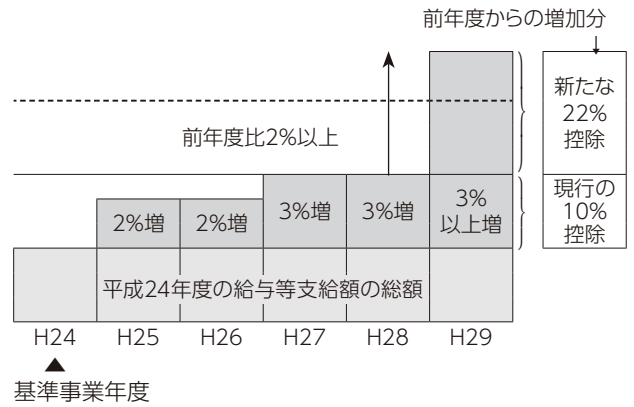
賃上げ率が2%未満の場合、大企業は同制度の適用が受けられなくなるが、中小企業は平均給与等支給額が前年度を上回っていれば、現行の10%税額控除が受けられる。

中小企業

(1) 賃上げ2%未満の場合



(2) 賃上げ2%以上の場合



中小企業者等の法人税率の特例 (法人税・法人住民税)

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、15%に軽減されている。(軽減税率)
- 国際的な経済環境の変化等により、景気の先行き不透明さが増す中、アベノミクスの地域・中小企業への波及を支えるため、適用期限を2年間延長。

改正概要

【本則：期限の定めなし】  
 【租税特別措置：提供期限 平成30年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。(本則)
- 当該税率は時限的な措置として、さらに15%に軽減されている。(租税特別措置)

対 象	本則税率		租特税率
	年800万円以下の所得金額	年800万円超の所得金額	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	19.0%	23.4%	15.0%
	—	—	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし		23.4%

# DTP技能士おめでとうございます

平成28年度DTP技能検定の合格者が、このほど発表になった。

組合員企業の合格者は次のとおり。

〔2級〕 浦田久永 (株正文舎・札幌支部)、角本真菜美 (同)、本間香純 (同)

# (株)アイワード設立50周年記念・ 石狩工場スマートファクトリー化感謝のつどい開催

株式会社アイワード（奥山敏康社長／札幌市中央区北3条東5丁目5-91）が、創業50周年を迎え、「設立50周年記念および石狩工場スマートファクトリー化感謝のつどい」が、4月18日午後6時から、札幌市中央区の札幌グランドホテルで約300人が出席して開催された。

**最**初に、奥山敏康社長が、参会のお礼を述べた後、「当社は、昭和40年にタイプオフセット印刷を主力業務に設立され、翌41年に株式会社になった。しかし、48年には経営が成り行かなくなり、現会長の木野口が乞われて経営再建に着手したのが実質的な会社づくりの第一歩であった。私どもは設立した40年を第1創業期、48年を第2創業期と呼んでいる。58年に戦後直ぐに創業した田上印刷の経営再建に着手し、その10年後、当時、当社は共同印刷であったが田上印刷と合併しアイワードとなった。当社が50年を迎えるにあたり、経営力の向上が必要なことから平成22年4月1日を第3創業期と位置づけ会社の再生に取り組んできた。50年の節目にあたり石狩工場の空調、暖房、照明を全面的に改修し、15年以上稼働してきた4台の印刷機を最新の印刷システムへ集約、更新した。この設備投資の結果、生産性が向上するとともにエネルギー消費を前年比20%削減することができる見通しが立った。さらに社員の働き方を変えていける条件が整った。当社は、活字を組み上げて書籍を作ることから生まれた会社なので、第3創業期の中で創業精神を内外に分かりやすく表すため『ブック印刷専門宣言』を訴えている。（創業）51年の当社はブック印刷の課題を解決できる工場、スマートファクトリー、賢い工場を実践していく」と開会のあいさつを述べた。

広瀬兼三北海道新聞社長、青木由直北海道大学名誉教授の祝辞につづき守和彦北海道中小企業家同友会代表理事の発声で祝杯が挙げられた。

祝宴が続く中、板倉清北海道印刷工業組合理事長が乾杯を行い、最後に、木野口功会長が感謝の意を表し、「振り返ってみると、この50年間の道は決して平坦ではなく困難な道であった。しかし、考えようによっては困難を一つひとつ克服しやりがいのある道でもあったと言える。よもや困難な中でこんな会社に



なるとは思ひも寄らなかった。今年1月、当社はNHKの『超絶 凄ワザ』で、褪色カラー写真を復元する技術で全国に紹介された。その時、NHKはアイワードを老舗と紹介してくれた。私は老舗といわれる企業が何軒も成り行かなくなっているのを体験しているので、老舗といわれることに何か変な思いを持った。今月の全印工連の機関紙『日本の印刷』に老舗企業といわれる京都府印刷工業組合の中西理事長の『老舗ではなく新店と思え』という巻頭言が載っていた。中西印刷は創業152年の会社である。老舗が止店や死店にならないよう創業者になったつもりで新店と思いなさい。そして次々と新しいことを考えていかなくては駄目だと書いている。これは50年を迎えて老舗と紹介された当社のために寄せられたメッセージだと思い、何度も読み返した。自分が創業者だと思えることが大事だと考えている。そして成し遂げるためには『人の才（能）でなく意（志）である』と、ユニチャームの高原会長が言っているのを聞き、才に劣る私も気持ちを強く持てばと考え、今まで大事にしてきたつもりである。この2つを私は任期中に社長以下幹部の者たちに会得してもらおうよう努めていきたい。アイワードは今、新しい出発点に立っている。皆さんの恩に報いるため精進を重ねていく」と決意を述べた。